県章

三重県公報

令和6年12月20日（金）
号　外

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	条　　例		
47	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例	（子どもの育ち支援課）	3
48	三重県手数料条例の一部を改正する条例	（建築開発課）	4
49	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	（警察本部）	50
50	三重県県税条例の一部を改正する条例	（税務企画課）	82
51	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	83
52	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	（同）	87

公布された条例のあらまし

◎　三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1　国の子育て支援対策臨時特例交付金を活用して行うことができる事業が新設されたことに鑑み、条例の有効期限等を延長することとしました。

2　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎　三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1　建築基準法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年4月1日（一部同年3月1日及び同年3月24日）から施行することとしました。

◎　三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1　道路交通法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年3月24日（一部同年4月1日）から施行することとしました。

◎　三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1　三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全基金及び三重県子ども基金の財源に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期限を延長することとしました。

2　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎　公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1　県立中学校の設置に鑑み、当該中学校に勤務する職員の給与に関する規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎　公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）

1　県立中学校の設置に鑑み、定義の規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

条　　例

三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事　一　見　勝　之

三重県条例第四十七号

三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例

三重県安心こども基金条例（平成二十一年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1　（略） （条例の効力） 2　この条例は、令和十二年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。 （経過措置） 3　前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、令和十二年六月三十日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。	附則 1　（略） （条例の効力） 2　この条例は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。 （経過措置） 3　前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、令和七年六月三十日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第四十八号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料の名称、金額等） 第二条　（略） ２　（略） ３　別表第二十六の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。	（手数料の名称、金額等） 第二条　（略） ２　（略） ３　別表第二十七の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一～七	（略）	（略）	（略）
八	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項第一号、第二号又は第三号の処分に係る事務	一般旅券の発給手数料	イ　ロ以外の場合　二千三百円（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受けるときは、四千三百円） ロ　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一～七	（略）	（略）	（略）
八	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項第一号、第二号又は第三号の処分に係る事務	一般旅券の発給手数料	二千円（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千円）

	九〜八十四	（略）	（略）	（略） （平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該処分の申請をする場合千九百円（旅券法第二十二条第二項の規定の適用を受けるとき、三千九百円）
	八十五	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	二万二千円

	九〜八十四	（略）	（略）	（略）
	八十五	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	六千七百円

八十六	大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	三千二百円	
八十七	大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	三千二百円	
八十八	（略）	（略）	（略）	
二十八の三百	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十一条第一項において準用する第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八条第一項又は第八十一条第一項、第八十七条の四又は第八十一条第一項、第八十七条の四又は第八十一条第一項、第八十七条の四

む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を、申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十八年法律第五十三号）第十一条第一項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に適合するかどうか	む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	項ただし書の建築主事が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）

| | | |

		三百五十五の六	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の申請手数料	長期優良住宅建築等計画等変更認定料	別表第十七に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査する場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定めた金額）を加算した金額）を加算した金額）を加算した

三百五十五の七～三百五十五の九	（略）	（略）	（略）
三百五十五の十	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第四項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発事業計画の通知に対する審査	集約都市開発事業計画に係る計画通知手数料	別表第十一に定める金額（通知に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）を加算した金額）

三百五十五の七～三百五十五の九	（略）	（略）	（略）
三百五十五の十	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第四項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発事業計画の通知に対する審査	集約都市開発事業計画に係る計画通知手数料	別表第十一に定める金額（通知に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）

三百五十五の十一	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	別表第十九に定める金額（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）を加算した金額）
三百五十五の十一	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	別表第十九に定める金額（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）を加算した金額）

十二	に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	等計画変更認定申請手数料	額（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）を加算した金額）

十二	に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	等計画変更認定申請手数料	額（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）を加算した金額）

三百五十五の十三	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	別表第二十一に定める金額
三百五十五の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	別表第二十二に定める金額
三百五十五の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性変更に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料	別表第二十三に定める金額

三百五十五の十三	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項又は第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	別表第二十一に定める金額
三百五十五の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	別表第二十二に定める金額
三百五十五の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性変更に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料	別表第二十三に定める金額

	該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	数料	
三百五十五の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	別表第二十四に定める建築物が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を合算して得た額 イ　法第三十条第二項の規定による申出がある場合　別表第十一に定める金額 ロ　イの申出に係る申請建築物が建築基準法第六条の三第一項各

	該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	数料	
三百五十五の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	別表第二十四に定める建築物が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を合算して得た額 イ　法第三十五条第二項の規定による申出がある場合　別表第十一に定める金額 ロ　イの申出に係る申請建築物が建築基準法第六条の三第一項た

			号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合　別表第十四第一号に定める金額
三百五十五のエ	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能の向上計画変更認定申請手数料	変更する建築物について、別表第二十五（新表第二十四）に定める一棟当たりの金額（法第二十九条第三項に規定する申請建築物が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ次に定め
三百五十五のエ	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能の向上計画変更認定申請手数料	変更する建築物について、別表第二十五（新表第二十四）に定める一棟当たりの金額（法第三十四条第三項に規定する申請建築物が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ次に定め

			だし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合　別表第十四第一号に定める金額

る金額を加算した金額）を合算して得た額	る金額を加算した金額）を合算して得た額
イ　法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出がある場合　別表第十一に定める金額	イ　法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第二項の規定による申出がある場合　別表第十一に定める金額
ロ　イの申出に係る申請建築物が建築基準法第六条の三第一項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合　別表第十四第一号に定める金額	ロ　イの申出に係る申請建築物が建築基準法第六条の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合　別表第十四

三百五十六～三百六十四	（略）	（略）	（略）	
備考　（略）				

別表第十一（建築基準法に基づく確認申請又は計画通知手数料）

一　建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	一万二千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	二万七千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	六万三千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	九万七千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十一万円
千平方メートルを超え二千	十六万円

三百五十六～三百六十四	（略）	（略）	（略）	
備考　（略）				

別表第十一（建築基準法に基づく確認申請又は計画通知手数料）

一　建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	八千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一万九千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	四万一千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	六万三千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十万七千円
千平方メートルを超え二千	十五万五千

三百五十五の十八	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	別表第二十六に定める金額	第一号に定める金額
三百五十六～三百六十四	（略）	（略）	（略）	
備考　（略）				

別表第十一（建築基準法に基づく確認申請又は計画通知手数料）

一　建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	一万二千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	二万七千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	六万三千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	九万七千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十一万円
千平方メートルを超え二千	十六万円

平方メートル以内のもの	
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十三万九千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	三十五万二千円
五万平方メートルを超えるもの	六十三万円

二～七　（略）

別表第十一の二（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査手数料）

区分	床面積の合計	手数料の額
一戸建て住宅	二百平方メートル以内のもの	一万五千円
	二百平方メートルを超えるもの	一万六千円
共同住宅等	三百平方メートル以内のもの	二万七千円
	三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四万二千円
	二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六万六千円
	五千平方メートルを超えるもの	八万五千円

備考　この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

別表第十二（建築基準法に基づく完了検査申請又は完了通知手数料）

一　建築物（建築基準法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）を除く。）

床面積の合計	手数料の額
平方メートル以内のもの	円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	三十四万一千円
五万平方メートルを超えるもの	六十一万円

二～七　（略）

三十平方メートル以内のもの	二万九千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	三万五千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	五万八千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	八万二千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	八万八千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万七千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十七万七千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十五万二千円
五万平方メートルを超えるもの	四十六万四千円

二　建築物（建築基準法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	二万八千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	三万四千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	五万六千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	七万九千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	八万四千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万一千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十六万九千円
一万平方メートルを超え五	二十四万五

三十平方メートル以内のもの	一万七千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	二万二千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	三万六千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	五万一千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	六万七千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万五千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十七万一千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十四万四千円
五万平方メートルを超えるもの	四十四万九千円

二　建築物（建築基準法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	一万七千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	二万一千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	三万四千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	四万九千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	六万四千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	八万九千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十六万四千円
一万平方メートルを超え五	二十三万七

万平方メートル以内のもの	千円
五万平方メートルを超えるもの	四十五万八千円

三～五　（略）

別表第十三（建築基準法に基づく中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料）

建築物

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	二万六千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	三万二千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	五万円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	七万一千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	七万七千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	八万六千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十四万八千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十一万一千円
五万平方メートルを超えるもの	四十万四千円

別表第二十一（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料）

一　住宅の場合

区分		一件当たりの手数料の金額
建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネル		
	その他の場合	
万平方メートル以内のもの		千円
五万平方メートルを超えるもの		四十五万八千円

三～五　（略）

別表第十三（建築基準法に基づく中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料）

建築物

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	一万七千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	二万一千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	三万三千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	四万七千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	六万二千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	八万四千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十四万三千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十万四千円
五万平方メートルを超えるもの	三十九万一千円

別表第二十一（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料）

一戸建ての住宅			五千円	三万六千円	合ものである場合
等宅共同住宅	住戸部分	総戸数が一戸のもの	五千円	三万六千円	りの評価された
		総戸数が一戸を超え五戸以下のもの	一万円	七万四千円	様の方法によ
		総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	一万七千円	十万四千円	確保計画が同
		総戸数が十戸を超え二十五戸以下の	二万八千円	十四万七千円	ギー消費性能

ギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能

| | | |

床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	二十一万七千円	五十四万千円	
床面積が一万平方メートルを超えニ万五千平方メートル以内のもの	十七万三千円	四十六万五千円	
床面積が五千平方メートルを超えニ万平方メートル以内のもの	十三万七千円	三十八万九千円	
床面積が二千平方メートルを超えニ千五千平方メートル以内のもの	八万六千円	三十万三千円	
床面積が二千平方メートルを超えニ千平方メートル以内のもの			

備考

一　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

二　この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

三　この表において「共用部分」とは、

四　共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ　住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合　住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

ロ　共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　住戸部分の手数料の金額

二　非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	一件当たりの手数料の金額		
	建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項の規定に掲げる事項が記載されている場合（建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当の他知事が別に定める用途をいう。）	その他の場合	建築物の非住宅部分の用途
			建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
		判定に係る建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項の規定に掲げる事項が記載されている場合（建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当の他知事が別に定める用途をいう。）	上記以外の評価方法により評価されたものであるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	一件当たりの手数料の金額		
	建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項の規定に掲げる事項が記載されている場合（建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当該建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当の他知事が別に定める用途をいう。）	その他の場合	建築物の非住宅部分の用途
			建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
		判定に係る建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項の規定に掲げる事項が記載されている場合（建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十九条第三項に掲げる事項が記載されている場合において、当の他知事が別に定める用途をいう。）	上記以外の評価方法により評価されたものであるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

					性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合
				定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法により評価されたものである場合	
					性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合
				定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法により評価されたものである場合	

備考

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

一～三　（略）

三　複合建築物の場合

					性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合
				定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法により評価されたものである場合	
					性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合
				定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法により評価されたものである場合	

備考

一　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ～ハ　（略）

二　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

一件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の一の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた二の表に掲げる手数料の金額を合算した額
備考　この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

別表第二十二（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料）

一　住宅の場合

区分	一件当たりの手数料の金額
建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価された場合	
その他の場合	

別表第二十二（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料）

			ものである場合	
一戸建ての住宅			三千円	一万八千円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が一戸のもの	三千円	一万八千円
		総戸数が一戸を超え五戸以下のもの	六千円	三万八千円
		総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	一万円	五万四千円
		総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	一万七千円	七万六千円
		総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	二万九千円	十一万円
		総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	五万二千円	十六万円
		総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	八万二千円	二十一万九千円
		総戸数が二百戸を超え三百戸以下の	十万四千円	二十八万七千円

| | | |

		一万平方メートルを超えるもの	床面積が一万五千平方メートル以内のもの	
			十三万円	二十九万二千円

備考

一　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

二　この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

三　この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

四　共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ　住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合　住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

ロ　共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　住戸部分の手数料の金額

二　非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	一件当たりの手数料の金額	
建築物エネルギー消費性能向上計画が工場等である場合	その他の場合	
	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外
	九千円	九千円

| | | |

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

一～三　（略）

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものであるる場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

三　複合建築物の場合

一件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の一の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた二の表に掲げる手数料の金額を合算した額

備考　この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

別表第二十三（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

一　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものであるる場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ～ハ　（略）

二　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

別表第二十三（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料）

一　住宅の場合

区分			一件当たりの手数料の金額
一戸建ての住宅			九千円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が一戸のもの	九千円
		総戸数が一戸を超え五戸以下のもの	一万九千円
		総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二万七千円
		総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	三万八千円
		総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	五万五千円
		総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	八万円
		総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	十万九千円
		総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	十四万三千円
		総戸数が三百戸を超えるもの	十六万七千円
	共用部分	床面積が三百平方メートル以内のもの	二万九千円
		床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三万九千円
		床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	五万円
		床面積が二千平方	八万円

		床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十万四千円
		床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十二万四千円
		床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万六千円

備考

一　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

二　この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

三　この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

四　共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ　住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合　住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

ロ　共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　住戸部分の手数料の金額

二　非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う	一件当たりの手数料の金額		
	（略）	（略）	
		（略）	（略）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う	一件当たりの手数料の金額		
	（略）	（略）	
		（略）	（略）

建築物の床面積の区分			
（略）	（略）	（略）	（略）

備考

一～三　（略）

三　複合建築物の場合

一件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の一の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた二の表に掲げる手数料の金額を合算した額
備考　この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

別表第二十四（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料）

一　住宅の場合

| 区分 | | |

| 区分 | | |

		る方法により技術的審査を受けたものである場合	定める方法により評価されたものである場合	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

三　複合建築物の場合

一棟当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の一の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた二の表に掲げる手数料の金額を合算した額
備考　この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

		める方法により技術的審査を受けたものである場合	に定める方法により評価されたものである場合	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

三　複合建築物の場合

一棟当たりの手数料の金額
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。
一　一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合　この表の一の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
二　共同住宅等の用途に供する部分を有し、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合　イ及びロの金額を合算した金額
イ　住戸部分の総戸数に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
ロ　共用部分の床面積に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額
三　共同住宅等の用途に供する部分を有し、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　前号イの金額
四　住宅以外の用途に供する部分を有する場合　住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額
備考
一　この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途

に供する建築物をいう。

二　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

三　この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

四　この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表第二十五（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

一　住宅の場合

区分	一棟当たりの手数料の金額
申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこの規定に基づき定められた基準に適合するものとして知事があって知事が別に定める方法により技術	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこの規定に基づき定められた基準に適合する簡易な評価方法であって知事が別に定める方法により技術
	上記以外の場合

別表第二十五（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

一　住宅の場合

区分	一棟当たりの手数料の金額
申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準又はこの規定に基づきこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項第一号の規定に基づきこれと同等の基準に適合した簡易な評価方法であって知事が別に定める方法により技
	上記以外の場合

		的審査を受けたものである場合	評価されたものである場合	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

二　非住宅建築物の場合

| 区分 | | | |

一棟当たりの手数料の金額	住宅部分に応じたこの表の一の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた二の表に掲げる手数料の金額を合算した額

備考　この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

一棟当たりの手数料の金額	申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。 一　一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合　この表の一の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額 二　共同住宅等の用途に供する部分を有し、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合　イ及びロの金額を合算した金額 イ　住戸部分の総戸数に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ　共用部分の床面積に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 三　共同住宅等の用途に供する部分を有し、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　前号イの金額 四　住宅以外の用途に供する部分を有する場合　住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

備考
一　この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
二　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
三　この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
四　この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表第二十六（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料）

一　住宅の場合

区分			一件当たりの手数料の金額	
			申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
				申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	上記以外の評価方法により評価されたものである場合
住宅	一戸建ての住宅		五千円	一万八千円 七百円	三万六千円 八百円
等の住宅	共同住宅	一棟の申請戸数が一戸のもの	五千円	一万八千円 七百円	三万六千円 八百円

一棟の申請戸数が一戸を超え五戸以下のもの	一棟の申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	一棟の申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	一棟の申請戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	一棟の申請戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	一棟の申請戸数が百戸を超え千戸以下のもの
一万百円	一万七千三百円	二万八千九百円	四万八千四百円	八万六千八百円	十三万七千四百円
三万五千三百円	五万千二百円	七万三千六百円	十一万千百円	十六万八千百円	二十三万九千五百円
七万四千五百円	十万四千八百円	十四万七千五百円	二十一万千九百円	三十万三千八百円	四十一万千五百円

| | | |

トルを超えるもの	五千平方メートル以内の	二万五千平方メートル以内の	一万平方メートル以内の	五千平方メートル以内の	二千平方メートル以内の
二十一万七千円	十七万三千六百円	十三万七千四百円	八万六千八百円		
五十四万千七百円	四十六万五千百円	三十八万九千百円	三十万三千円		
五十四万千七百円	四十六万五千百円	三十八万九千百円	三十万三千円		

			超えるもの

備考

一　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

二　この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

三　この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

四　共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

イ　住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合　住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

ロ　共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　住戸部分の手数料の金額

二　非住宅建築物の場合

区分			一件当たりの手数料の金額
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条		
		その他の場合	
		申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条	上記以外の評価方法により評価されたものである場合

| | | |

| | | |

とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

三　複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、この表の一の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 一　一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合　イ及びロの金額を合算した額 イ　この表の一の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ　住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 二　共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であつて、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合　イからハまでの金額を合算した額 イ　住戸部分の総戸数に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手

別表第二十六　（略）

別表第二十七　（略）

		数料の金額 ロ　共用部分の床面積に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ハ　住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 三　共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　前号イ及びハの金額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合		複合建築物の形態に応じて、この表の一の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考		
一　この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。		
二　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。		
三　この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。		
四　この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。		

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第一第八十五号の項から第八十七号の項までの改正規定　令和七年三月一日

二　別表第一第八号の項の改正規定　令和七年三月二十四日

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事　一　見　勝　之

三重県条例第四十九号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条　三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（道路交通法関係手数料） 第八条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。 一～十五　（略） 十六　法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による運転免許証（以下この条及び別表第七において「免許証」という。）の交付を受けようとする者　免許証交付手数料 十七　（略） 十八　法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に法第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の法第百十二条第一項第四号の二の政令で定める者を除く。）　特定免許情報記録手数料	（道路交通法関係手数料） 第八条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。 一～十五　（略） 十六　法第九十二条第一項に規定する運転免許証（以下この条及び別表第七において「免許証」という。）の交付を受けようとする者　免許証交付手数料 十七　（略）

十九～二十三　（略）

二十四　法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証又は免許情報記録（以下この項及び別表第七において「免許証等」という。）の有効期間の更新を受けようとする者　免許証等更新手数料

二十五　法第百一条の二の二第一項の規定による免許証等の有効期間の更新を受けようとする者　経由手数料

二十六　法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者　運転経歴証明書交付手数料

二十七　法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者　運転経歴情報記録手数料

二十八　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。別表第七において「府令」という。）第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者　運転経歴証明書再交付手数料

二十九～三十一　（略）

三十二　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。別表第七において「政令」という。）第三十七条の六第二号に規定する講習を受けようとする者　特定任意講習手数料

三十三・三十四　（略）

2　（略）

3　技能検定員審査を受けようとする者が別表第八の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、技能検定員審査手数料の額は、別表第七の二十の項の下欄の規定にかかわらず、別表第八の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の二十の項の下欄に定める額から、別表第八の下欄に定める額を減じた額とする。

十八～二十二　（略）

二十三　法第百一条第一項又は法第百一条の二第一項に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者　免許証更新手数料

二十四　法第百一条の二の二第一項に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者　経由手数料

二十五　法第百四条の四第六項に規定する運転経歴証明書の交付を受けようとする者　運転経歴証明書交付手数料

二十六　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。別表第七において「府令」という。）第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付を受けようとする者　運転経歴証明書再交付手数料

二十七～二十九　（略）

三十　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。次号及び別表第七において「政令」という。）第三十七条の六第二号に規定する講習を受けようとする者　特定任意講習手数料

三十一・三十二　（略）

2　（略）

3　技能検定員審査を受けようとする者が別表第八の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、技能検定員審査手数料の額は、別表第七の十九の項の下欄の規定にかかわらず、別表第八の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の十九の項の下欄に定める額から、別表第八の下欄に定める額を減じた額とする。

4　教習指導員審査を受けようとする者が別表第九の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、教習指導員審査手数料の額は、別表第七の二十二の項の下欄の規定にかかわらず、別表第九の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の二十二の項の下欄に定める額から、別表第九の下欄に定める額を減じた額とする。

5　法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第百八条の二第一項第二号、第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、同項第三十号の講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。

6　（略）

別表第七（第八条関係）

手数料の種別	区分			手数料の額
一～十二（略）				（略）
十三　運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受けるる場合		千六百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受けるる場合		千九百五十円
			政令第三十二条の六の二第六号に	七百五十円

4　教習指導員審査を受けようとする者が別表第九の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、教習指導員審査手数料の額は、別表第七の二十一の項の下欄の規定にかかわらず、別表第九の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の二十一の項の下欄に定める額から、別表第九の下欄に定める額を減じた額とする。

5　法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第百八条の二第一項第二号、第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二十八号の講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。

6　（略）

別表第七（第八条関係）

手数料の種別	区分			手数料の額
一～十二（略）				（略）
十三　運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受けるる場合		千五百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受けるる場合		千九百円
			政令第三十二条の六の二第六号に	八百円

掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	三千九百円	
法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		六千九百円	
普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円	
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して	千九百五十円	

掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千百円	
法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		六千六百円	
普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円	
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して	千九百円	

| | | |

普通自動二輪車免許又は牽引免許を受けようとする場合	同項の規定の適用を受ける場合	政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験	七百五十円
特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許の二第一項の試験を受けない場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合		二千八百円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千五百五十円
		政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免	七百五十円
			千九百五十円

普通自動二輪車免許又は牽引免許を受けようとする場合	同項の規定の適用を受ける場合	政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	八百円
特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許の二第一項の試験を受けない場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合		二千六百円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千五百円
		政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免	八百円
			千九百円

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験に係る適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千八百五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千六百円
	許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験に係る適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	七百五十円
	政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験	
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千五百円

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験に係る適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千五百円
	許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験に係る適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	八百円
	政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験	
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千八百円

| | | |

		車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	六千九百五十円
		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	三千八百五十円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千六百五十円
十五　審査手数料			千三百五十円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	三千百円
十六　免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものの場合を除く。）に係る免許を受けなかった者であって、法第九十七条の二第一項第三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者で法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものの場合に対する交付の場合	政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者で法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものの場合に対する交付の場合	二千三百五十円

		車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	六千四百円
		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	三千七百五十円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千五百五十円
十五　審査手数料			千四百円
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	二千八百五十円
十六　免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものの場合に対する交付の場合を除く。）		二千五十円

| | | |

		仮運転免許に係る免許証	千百円
		法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	二千五百十円
		付対する交付取得者に係る記録に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額複数免許取得者に係る記録以外の場合	千九百円に、当該他の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加算した額
十七　免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	仮運転免許に係る免許証	千五十円
		法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	二千五百十円
		仮運転免許に係る免許証	千百円
十八　特定免許情報記録手数料	法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の場合	法第九十五条の二第六項の規定による申出を	特定試験免除者に係る記録以外の場合	千五百五十円
		複数免許取得者に係る記録に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額	千三百五十円
		法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	二千五百十円
		仮運転免許に係る免許証	千百円
十七　免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	仮運転免許に係る免許証	千五十円
		法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	二千五百十円
		仮運転免許に係る免許証	千百円
		法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受けたものに対する交付の場合に限る。） 法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して証の交付に代える場合	千七百円に、当該他の種類の免許に係る免許証に二百円を加算した額
		仮運転免許に係る免許証	千百五十円
十七　免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	仮運転免許に係る免許証	千五十円
		法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受けたものに対する交付の場合に限る。） 法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して証の交付に代える場合	千七百円に、当該他の種類の免許に係る免許証に二百円を加算した額
		仮運転免許に係る免許証	千百五十円

記録					えた額
		特定試験免除者に係る記録の場合			千三百五十円
			複数免許取得者に係る記録		千百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額
	法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合				八百円
	法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合				千五百円
	法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による				百円

			免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合	
		法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下この表において「免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る書換えという。）を読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えに係る書換えに係る書換えに係る

（略）		
二十　技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	二万三千七百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	一万九千八百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	一万四千四百五十円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これら免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	二万二千二百円
二十一（略）		（略）
二十二　教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一万五千百円
	普通自動車免許に係	一万二

（略）		
十九　技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	二万三千四百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	一万九千五百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	一万四千七百円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これら免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	二万千五百円
二十（略）		（略）
二十一　教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一万四千五百五十円
	普通自動車免許に係	一万千

		免許等に係る教習指導員審査「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査」という。）で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査」という。）に係る教習指導員審査	一万二千八百五十円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	九千九百五十円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	九千六百五十円
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査」という。）に係る教習指導員審査	一万二千四百五十円
二十三	再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	二千五十円
		法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転に必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	五千五十円
		普通自動車免許に係る再試験	千九百五十円
		法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に必要な技能について行う	二千七百五十円
二十二	再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	千九百円
		法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転に必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千四百円
		普通自動車免許に係る再試験	千七百五十円
		法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に必要な技能について行う	二千五百五十円

			使用して受ける場合を除く。） 法第百一条の二第一項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車についての運転に つい て必要な技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 安委員会が提供する試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	千百円 三千五百十円 千八百円
		原動機付自転車免許に係る再試験	法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車についての運転に つい て必要な技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 安委員会が提供する試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	千円 三千百円 千六百五十円
二十四	免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	法第百一条の二第一項の規定による更新経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をする場合 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）	二千七百五十円 千三百円
		免許の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合に限る。）	二千五百円 二千五百五十円

			経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	二千八百五十円
		免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	経由申請をする場合であって、法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下「経由地書換申出」という。）をするとき	千円
			経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	千九百五十円
			経由申請をしない場合	二千百円
		免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき	二千五百円
			経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	二千八百五十円
			経由申請をしない場合	二千九百五十円
二十五	経由手数料	経由地書換申出をする場合		千七百円
		経由地書換申出をしない場合		七百五十円

二十四	経由手数料		五百五十円

二十六 運転経歴証明書交付手数料			千百五十円
二十七 運転経歴情報記録手数料	法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は府令第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合		九百円
二十八 運転経歴証明書再交付手数料			千百五十円
二十九 国外運転免許証交付手数料			二千二百五十円
三十 講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間につき	八百五十円
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間につき	二千四百円

二十五 運転経歴証明書交付手数料			千百円
二十六 運転経歴証明書再交付手数料			千百円
二十七 国外運転免許証交付手数料			二千三百五十円
二十八 講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間につき	七百五十円
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間につき	二千三百五十

| | | |

	千七百五十円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間につき三千二百円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき千八百五十円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間につき九百円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	講習一時間につき二千三百円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	講習一時間につき二千百五十円
準中型自動車免許に係る講習	講習一時間につき二千百五十円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき二千百五十円
大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき二千八百五十円
普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき二千七百円

	千五百円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間につき三千百円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき千四百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間につき七百五十円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	講習一時間につき二千百五十円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	講習一時間につき二千五十円
準中型自動車免許に係る講習	講習一時間につき二千五百円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき二千七百円
大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき二千七百円
普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき二千五百五十円

		法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間につき	二千五百五十円
			法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習		五百円
			公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）		二百円
			法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する		八百円

		法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間につき	二千四百五十円
			法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習		五百円
			法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する		八百円

法第百八条の二第一項第十二号に掲げる	法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通	六千六百円	法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者で（国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者を いう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	八百円	法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者を いう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	千四百円
			オンライン講習	二百円	オンライン講習	二百円
			一般運転者に対する講習			

法第百八条の二第一項第十二号に掲げる	法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通	六千四百五十円	法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	千三百五十円	一般運転者に対する講習
			国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習	八百円	

		講習	自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	二千九百五十円
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	一万二千五百円	普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		
当該講習が府令第三十八条	九千五十円			

		講習	自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	二千九百円
法第百府令第三十八条の二第一項第十号に掲げる講習方法に係る	一万二千九百円	普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		

| | | |

別表第八（第八条第一項第二十号関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一　技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	三千八百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千四百五十円
二　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千三百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千九百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千七百五十円
三・四	（略）	（略）

別表第八（第八条第一項第十九号関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一　技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千二百五十円
二　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千四百円
三・四	（略）	（略）

（略）			
五　技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千六百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千八百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千五百五十円
六　自動車の運転技能の評価方法に関する知識	（略）		（略）
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千四百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		三千七百五十円
七　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		二千六百円

（略）			
五　技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千三百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千六百五十円
六　自動車の運転技能の評価方法に関する知識	（略）		（略）
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		二千五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		三千七百円
七　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		二千五百五十円

の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		備考 一　技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千九百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千三百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとする。 二　技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十の項の下欄に定める額から更に大型自動車免

の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		備考 一　技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとする。 二　技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免

許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

別表第九（第八条第一項第二十二号関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一　教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	三千八百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千四百五十円
二　技能教習に必要な教習の技能	（略）	（略）
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千百円
三　（略）	（略）	（略）
四　法第百八条の二十八第四項に規定する教習指導員審査	（略）	（略）
	特定第一種運転免許に係る	千三百五十円

別表第九（第八条第一項第二十一号関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一　教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千二百五十円
二　技能教習に必要な教習の技能	（略）	（略）
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五十円
三　（略）	（略）	（略）
四　法第百八条の二十八第四項に規定する教習指導員審査	（略）	（略）
	特定第一種運転免許に係る	千三百円

| | | |

いての知識	備考
	一　教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十二の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については三千円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千三百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千九百五十円を減ずるものとする。 二　教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十二の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。

別表第十一（第十条関係）

手数料の種別	手数料の額

いての知識	備考
	一　教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十一の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千四百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百五十円を減ずるものとする。 二　教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十一の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

別表第十一（第十条関係）

手数料の種別	手数料の額

改正前	改正後
一～七　（略）	一～七　（略）
八　認知機能検査員講習手数料	八　認知機能検査員講習手数料
千四百五十円	千四百円
自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習	自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習
千二百円	千百五十円

第二条　三重県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（その他の手数料） 第十条　地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。 一・二　（略） 三　自動車保管場所標章の交付を受けようとする者　自動車保管場所標章交付手数料 四　自動車保管場所標章の再交付を受けようとする者　自動車保管場所標章再交付手数料 五～八　（略） 2　（略） 別表第十一（第十条関係）	（その他の手数料） 第十条　地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。 一・二　（略） 三～六　（略） 2　（略） 別表第十一（第十条関係）

手数料の種別	手数料の額
一・二　（略）	（略）
三　自動車保管場所標章交付手数料	一枚につき五百円
四　自動車保管場所標章再交付手数料	一枚につき五百円
五～八　（略）	（略）

手数料の種別	手数料の額
一～七　（略）	（略）
八　認知機能検査員講習手数料	千四百円
自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習	千百五十円
三～六　（略）	（略）

附　則

1　この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第二条の規定の施行の日前に、警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭

和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項ただし書の政令で定める通知を行った場合における自動車保管場所標章交付手数料は、なお従前の例による。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第五十号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第十三条　昭和五十一年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。	附則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第十三条　昭和五十一年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第五十一号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条　この条例において公立学校職員（以下「職員」という。）とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。 一～四　（略） 五　県立の中学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員、事務職員その他の職員 2　（略） （教職調整額を給料とみなして適用する規定） 第十二条の三　前条第一項の教職調整額を受ける者に係る第十五条の二、第十七条第二項第十二号、第十七条の二、第十七条の十、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）の規定並びにこれらに基づく規則の規	（定義） 第二条　この条例において公立学校職員（以下「職員」という。）とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。 一～四　（略） 2　（略） （教職調整額を給料とみなして適用する規定） 第十二条の三　前条第一項の教職調整額を受ける者に係る第十五条の二、第十七条の二、第十七条の十、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条

定の適用については、前条第一項の教職調整額は、給料とみなす。

（特殊勤務手当）

第十七条　（略）

2　前項の手当の区分は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　夜間定時制等手当　夜間に授業を行う高等学校又は中学校において、夜間に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員に対して支給する手当をいう。

六～十一　（略）

十二　夜間中学教育業務手当　夜間に授業を行う中学校に勤務する職員が、本務として夜間に授業を行う学級に係る業務に従事した場合に支給する手当をいう。

3　（略）

附　則

1～21　（略）

22　附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の二第一項、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び別表第五第十二号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

23・24　（略）

別表第四の二　等級別基準職務表（第9条関係）

イ　高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校及び特別支援学校の養護助教諭、講師、寄宿舎指導員又は実習助手の職務

第一項の教職調整額は、給料とみなす。

（特殊勤務手当）

第十七条　（略）

2　前項の手当の区分は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　夜間定時制等手当　夜間に授業を行う高等学校において、夜間に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員に対して支給する手当をいう。

六～十一　（略）

3　（略）

附　則

1～21　（略）

22　附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

23・24　（略）

別表第四の二　等級別基準職務表（第9条関係）

イ　高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	県立学校の養護助教諭、講師、寄宿舎指導員又は実習助手の職務

2級	高等学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、教諭兼寄宿舎指導員又は教諭兼実習助手の職務
特2級	高等学校及び特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校及び特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校及び特別支援学校の校長の職務

ロ　中学校・小学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校、中学校及び義務教育学校の養護助教諭又は講師の職務
2級	小学校、中学校及び義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	小学校、中学校及び義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	小学校、中学校及び義務教育学校の教頭の職務
4級	小学校、中学校及び義務教育学校の校長の職務

ハ　（略）

ニ　行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
（略）	（略）
5級	1　県立学校の事務長又は市町立学校（市町立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下この表において同じ。）の総括主幹の職務 2　（略）

2級	県立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、教諭兼寄宿舎指導員又は教諭兼実習助手の職務
特2級	県立学校の主幹教諭の職務
3級	県立学校の教頭の職務
4級	県立学校の校長の職務

ロ　中学校・小学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	市町立学校（市町立学校の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）の養護助教諭又は講師の職務
2級	市町立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	市町立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	市町立学校の教頭の職務
4級	市町立学校の校長の職務

ハ　（略）

ニ　行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
（略）	（略）
5級	1　県立学校の事務長又は市町立学校の総括主幹の職務 2　（略）

（略）	（略）

別表第五（第十七条関係）

特殊勤務手当支給限度額表

区分	手当の限度額
一～十一　（略）	（略）
十二　夜間中学教育業務手当	一月につき給料月額の百分の十

（略）	（略）

別表第五（第十七条関係）

特殊勤務手当支給限度額表

区分	手当の限度額
一～十一　（略）	（略）

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事　一　見　勝　之

三重県条例第五十二号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、県立の高等学校、特別支援学校及び中学校並びに市町（一部事務組合を含む。）立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員のうち、法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。	（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、県立の高等学校及び特別支援学校並びに市町（一部事務組合を含む。）立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員のうち、法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

発行　三　重　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/